

別紙 9（森林整備事業に係る運用）

第 1 趣旨

森林が有する、国土の保全、水源の涵(かん)養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的機能の維持・増進を図るため、森林整備を計画的に推進するとともに、森林整備の基盤となり生活環境の改善にも資する骨格的な林道等の整備を行う。

第 2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 6 の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 6 第 2（7の規定を除く。）から第 4（7の規定を除く。）まで、第 5（1(4)の規定を除く。）から第 8（3及び4(3)の規定を除く。）まで及び第 9 までの規定並びに別記様式第 1 号から第 4 号までは、本事業について準用する。この場合において、これらの規定（第 4 の 1 (1)エ、第 5 の 1 (2)及び第 5 の 2 (1)の規定を除く。）中、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第 2 の柱書き	森林は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的機能を有している。特に、我が国においては、一つの森林に高度に発揮すべき機能が併存する場合が多いことから、自然的条件や地域のニーズ等に応じて、それぞれの機能の調整を行いつつ、より適切な整備を進める必要がある。このため、重視すべき機能に応じた森林整備を計画的に推進することにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図り、もって森林環境の保全に資するものとする。併せて、森林整備の基盤となり生活環境の改善にも資する骨格的な林道等の整備を行うものとし、森林基盤整備事業（森林整備事業）（以下この別紙において「本事業」という。）の事業内容は、次のとおりとする。	森林整備事業（以下この別紙において「本事業」という。）の事業内容は、次のとおりとする。
第 2 の 1 及び第 4 の 1 の表題	育成林整備事業	森林環境保全整備事業のうち育成林整備事業
第 2 の 1	育成林の整備の推進を図るとともに生活環境の改善にも資するために	育成林の整備を推進するために
第 2 の 2 及び第	共生環境整備事業	森林環境保全整備事業のうち

4の2の表題		ち共生環境整備事業
第2の3及び第4の3の表題	機能回復整備事業	森林環境保全整備事業のうち機能回復整備事業
第2の4及び第4の4の表題	林道改良事業	森林環境保全整備事業のうち林道改良事業
第2の5及び第4の5の表題	林道点検診断・保全整備事業	森林環境保全整備事業のうち林道点検診断・保全整備事業
第2の6及び第4の6の表題	フォレスト・コミュニティ総合整備事業	森林居住環境整備事業のうちフォレスト・コミュニティ総合整備事業
第3	森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年3月29日付け13林整第882号農林水産事務次官依命通知）第3に準ずる。	<p>1 沖縄県知事、市町村長及び事業主体は、本事業の適切かつ円滑な推進を図るため、その体制を整備するとともに、林業関係団体、関係行政機関等との密接な連携の下に本事業を推進するものとする。</p> <p>2 沖縄県知事は、市町村長及び事業主体に対し、本事業の実施についての適切かつ円滑な推進のための助言、指導その他の所要の援助措置を行うとともに、他の森林・林業施策との関連とその活用に配慮し、本事業の効果的な推進に努めるものとする。</p>
第4の1(1)エ	都道府県道	県道
第4の1(4)ア(エ)柱書き	50ヘクタール	30ヘクタール
	1キロメートル	0.8キロメートル
	以上であること。ただし、次のいずれかに該当する林道を除く。	以上であること。
第4の1(4)ウ柱書き	50ヘクタール （アの(エ)のaの(a)に該当するもの、森林法第11条に規定する森林経営計画（以下この別紙において「森林経営計画」という。）又は特定間伐等促進計画（森林の間伐等の実施の促進	30ヘクタール である場合は、

	に関する特別措置法（平成20年法律第32号）に規定する特定間伐等促進計画をいう。以下この別紙において同じ。）に基づく施業が計画されているものについては30ヘクタール以上）である場合は、	
第5の1(2)	都道府県知事	沖縄県知事
	関係都道府県	沖縄県
第5の2(1)	都道府県知事又は市町村長は、都道府県知事に	市町村長は、沖縄県知事に
第5の2(2)	林野庁長官	内閣府沖縄総合事務局長
	提出するものとする。なお、山のみち地域づくり交付金事業については、1の(4)に基づき作成した山のみち地域づくり計画を添付する。	提出するものとする。
第6の1	第2の2から3に規定する事業（林道整備を除く。）については、事業費（標準経費又は実行経費）とし、第2の1から6（2及び3については林道整備に限る。）、第4の7の(1)のアの(ア)及び(イ)のbに規定する事業については、事業費（工事費（工事雑費を除く。）、第4の7の(1)のアの(イ)のaについては、事業費（実行経費又は工事費（工事雑費を除く。）、第4の7の(2)に規定する事業については事業費（標準経費、実行経費又は工事費（工事雑費を除く。））とする。	第2の2から3に規定する事業（林道整備を除く。）については、事業費（標準経費又は実行経費）とし、第2の1から6（2及び3については林道整備に限る。）に規定する事業については、事業費（工事費（工事雑費を除く。））とする。
第8の4(1)イ	(ア) 特定森林造成事業（特定林地改良を除く。）における交付金額は、標準経費に査定係数の百分の一と交付率を乗じて求める。	(ア) （削除）
別記様式第2号から第4号まで	農山漁村地域整備交付金実施要領別紙6の第5の2に基づき	沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙9の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙6の第5の2に基づき
別記様式第3号及び第4号	（注2）山のみち地域づくり交付金事業については、山のみち地域づくり計画を添付する。	（注2） （削除）
別記様式第3号	林野庁長官 殿	内閣府沖縄総合事務局長

		殿
	〇〇（都道府県）	沖縄県
別記様式第4号	（林野庁長官）	（内閣府沖縄総合事務局長 殿）